

## 科学研究費の審査について

### 科研費審査

現行の審査では、第一段審査は各細目ごとに3名（6名のこともある）の審査員の評価に基づいて行われる。審査員は各学協会からの推薦リストを日本学術会議が取りまとめ、文部省で選任される。ここで問題になるのは各学協会からの審査員推薦が適切になされているかどうかである。この点に関しては学術会議が適切な選考基準の方針を定め、各研究連絡委員会を通じて各学協会に周知・実行を求めるべきである。

学問の将来を見通す責任を担った上で申請書を審査できる科学者は数少ない。海外で流行しているテーマにのみ目を奪われるようでは本当に独創性のある研究テーマを選ぶことはできない。そこで、公平な上でビジョンをもった審査員の選抜育成を速やかに開始することをここに提案する。

評価審査委員会がその任に当たるが、委員会は各学問分野の代表を含む数名のグループを束ねた第一段と取りまとめを行う第二段から成るものとする。

(1) 第二段委員会はデルファイ法（未来予測）的なアンケートを作成する。

たとえば「将来大きく発展すると考えられる研究分野を示せ。またその根拠を記せ」、「将来期待できる研究者の名をあげ、どのような方向で成果をあげると思うか記せ」、といった問題を含む。

各学協会の助教授クラスの若手研究者にアンケートを毎年実施し、5年間密封保存しておき、その後開封して毎年採点する。第一段委員会委員全員はアンケートに答えるものとする。

(2) 採点に際しては、各学問分野ごとに第一段委員のアンケートと現状を考慮して模範解答を作成する（のちに公表する）。その際、不相当とみなされる委員は辞任する。

この模範解答に基づいて、第一段委員が若手のアンケートの採点を行い、その点数から審査員候補（定員の1.5倍、順位をつけて）を選考する。

第二段委員会が審査員を最終決定する。

第一、第二段審査員の任期は5年とするが、5年、10年先の適切な予測能力をもつ

委員のみを事後評価によって留任するようにする。第一段委員は学協会の推薦に基づいて第二段委員が選考する。第二段委員の補充は第一段委員から選任する。

(3) 上記評価審査委員会は文部省内に大学入試センターのような組織として設立することが考えられる。

#### 研究費配分や結果の審査の委員候補者の客観的推薦法

- 研究費配分や結果の評価は、特に将来を予測する能力に大巾に依存するから、将来予測能力については客観性のある選抜をしておいて、審査員を選任に当って120～150%の候補者を推薦する。審査委員長はこの中から条件を勘考して、審査員を選任する。審査委員長は最高点者を当てるのも一方法であろうが、選抜組織に年齢(一例)などの条件を付けて推薦を依頼してもよい。
- 審査員選抜組織では、将来審査員候補となるであろう人達(例えば助教授以上)にアンケート用紙を配付してアンケートを実施し、五年間密封保存の上、開封し、同一答案を以降毎年採点する。また、毎年新しい問題を配付して同様に取り扱う。
- 設問としては例えば、  
常温超電導の電力機器としての実用化は1997、1998、1999、2000年にできないといったマルチプルチョイスによる。更に「今後顕著な発達をとげる基礎研究題目は何で、西暦何年と考えるか」「今後、科学技術分野で顕著な功績を挙げると考えられる科学技術者の氏名列記せよ」などという問題での当選率を評価に入れる。最初のうちは、特にキーポイントの将来性を見抜いた答案にだけ割合を考慮して加点する。十年後からは実績評価点を入れて計算出来る。
- 評価者の選抜採点に当たって、模範答案の作成者は、氏名、及び答案を公表する。二・三年後には最高得点者を翌年の採点模範答案作成者としてもよい。
- このような評価能力のデータベースになる選抜採点組織は文部省内に入試センターのようなかたちで置く、しかし、科技庁、通産省、郵政省、農水省、環境庁など、或は科学技術会議などから推薦依頼をしていくことになる可能性があるため、学術会議、総理府(人事院)などにおくことも充分あり得ることである。国会におくというご意見もある。

- 科研費の審査依頼に当たっては、この組織に第一段審査員として、分野別人数を示して推薦を求めるが、年齢や職業などを指定して推薦を求める。同様に第二段審査員を推薦してもらう。第二段は、各分野一人ずつ五年間程度の継続審査することとし、そのあと、成果評価委員の評価によって退任を求めることが出来る。但し、後年になって評価委員の評価が覆ったときには再任することとする。申請件数が多いときはその分野だけ第二段審査員を複数者とする（順位を付して推薦されていた補欠で補う）。
  
- 評価委員の評価については、相対評価にならざるを得ない。たとえば、いろいろな研究費による同分野の研究を画一評価させ、その相対値の高いものを選択している場合に審査員の成績は高い得点と見做す。評価委員は、五年程度の任期とし、その間の成果についてすべて評価をする。これによって評価の正当性を期すことが出来、また、評価者の能力の確認が可能になる。
  
- 五年程度の予測能力がある人とか、十年以上先のことに関する予測能力がある人などまで選べることになる。